第23期 第22回 足立区農業委員会会議議事録

- 1 日 時 令和元年5月13日(月)午後4時
- 2 場 所 足立区役所 中央館8階 災害対策本部室
- 3 出席の委員 1 荒堀安行 2 宇佐美一彦 3 内田宏之 4 鹿濱徳雄
 - 5 田中太郎吉 6 馬場博文 7 横山恭臣 8 齋藤悦康
 - 9 寳谷 実 10 吉田 勉 11 星野信雄
- 4 欠席の委員 な し
- 5 出席の職員 事務長 望月義実 事務主査 篠崎 努 主 事 江橋享佑 主 事 築出大典

6 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第41号 相続税納税猶予に係る特例農地等における3年毎の農業経営継続 証明書の発行について

- 日程第3 報告事項 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届の受理 通知書発行に関する報告について
 - (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届の受理 通知書発行に関する報告について
 - (3) 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について
 - (4) 生産緑地の買取りについて
 - (5) 生産緑地の買取り申出に伴う行為制限の解除について
- 日程第4 協議事項 (1) 特定生産緑地の指定について
 - (2) 令和元年度「江戸東京野菜・千住ネギ」の栽培事業について
 - (3) 都市農業公園「秋の収穫祭」出展事業及び「光の祭典」出展事業の実施について

7 議事

荒 堀 会 長 ただいまから、第22回足立区農業委員会会議を開会いたします。 はじめに、日程第1、『議事録署名委員の指名について』です。 私の方から、議席順に指名いたします。馬場委員、横山委員の両名にお 願いいたします。

荒 堀 会 長 次に、日程第2、議案第41号、『相続税納税猶予に係る特例農地等に おける3年毎の農業経営継続証明書の発行について 』です。

本件について、事務局から説明願います。

事 (議案第41号の1件について、農業相続人、特例適用農地、相続開始 年月日、現地確認日について説明。)

荒 堀 会 長 それでは、齋藤委員から報告をお願いいたします。

齋藤委員 4月16日に事務局2名と私で農業相続人の圃場へ現地調査に行ってまいりました。議案書に掲載された写真のとおり、圃場の肥培管理は適正に行われています。(作付状況を説明。)農業経営継続証明書の発行には何ら問題ないと思われます。皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

荒 堀 会 長 只今の説明について、ご質問はありますか。

一 同 (なし)

荒 堀 会 長 それでは、只今の説明のとおり、農業経営継続証明書を発行することと いたします。

一 同 (了 承)

荒 堀 会 長 次に、日程第3、報告事項の1、『農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届の受理通知書発行に関する報告について』です。

本件について、事務局から報告願います。

事 (議案書に従い、事務長専決事項「農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届の受理通知書発行」について、土地の表示、賃貸借の有無、届出者、施設の概要、届出月日を報告。)

荒 堀 会 長 只今の報告について、ご質問はありますか。

一 同 (な し)

荒 堀 会 長 それでは、報告のとおり、ご了承願います。

一 同 (了 承)

荒 堀 会 長 次に、報告事項の2、『農地法第5条第1項第6号の規定による農地の 転用届の受理通知書発行に関する報告について 』です。

本件について、事務局から報告願います。

主 事 (議案書に従い、事務長専決事項「農地法第5条第1項第6号の規定に よる農地の転用届の受理通知書発行」について、土地の表示、賃貸借の有 無、譲受人、譲渡人、施設の概要、届出月日を報告。)

荒 堀 会 長 只今の報告について、ご質問はありますか。

一 同 (な し)

荒 堀 会 長 それでは、報告のとおり、ご了承願います。

一 同 (了 承)

荒 堀 会 長 次に、報告事項の3、『相続税の納税猶予の対象者等に関する通知につ

いて』です。

本件について、事務局から報告願います。

事 (議案書に従い、「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知」について、対象者、特例適用農地、相続開始年月日を報告。)

荒 堀 会 長 只今の報告について、ご質問はありますか。

一 同 (なし)

荒 堀 会 長 それでは、報告のとおり、ご了承願います。

一 同 (了 承)

荒 堀 会 長 次に、報告事項の4、『生産緑地の買取りについて』です。 本件について、事務局から報告願います。

事 (議案書に従い、「生産緑地の買取り」について、買取り申出者、買取り申出の理由、対象となる生産緑地、買取り申出日、行政機関買取り有無、農業者へのあっせんを報告。)

荒 堀 会 長 只今の報告について、ご質問はありますか。

一 同 (なし)

荒 堀 会 長 それでは、報告のとおり、ご了承願います。

一 同 (了 承)

荒 堀 会 長 次に、報告事項の5、『生産緑地の買取り申出に伴う行為制限の解除について 』です。

本件について、事務局から報告願います。

事 (議案書に従い、「生産緑地の買取り申出に伴う行為制限の解除」について、買取り申出者、買取り申出の理由、買取り申出生産緑地、買取り申出日、行為制限解除日を報告。)

荒 堀 会 長 只今の報告について、ご質問はありますか。

一 同 (な し)

荒 堀 会 長 それでは、報告のとおり、ご了承願います。

一 同 (了 承)

荒 堀 会 長 次に、日程第4、協議事項の1、『特定生産緑地の指定について』です。 本件について、事務局から説明願います。

主 事 (別紙1により、「特定生産緑地の指定」について、申請農地所有者、 納税猶予の有無、生産緑地指定日、申請日、現地確認日及び現況を説明。)

荒 堀 会 長 只今の説明について、ご質問はありますか。

荒 堀 会 長 農業委員会で、「申請地は、足立区特定生産緑地指定等に関する要綱第 3条に基づく、農地に該当する」と認めることとした場合、その後はどの ような流れとなっていますか。

事 今後の流れとしては、農業振興係で受け付けた申請書類を都市計画課に 提出いたします。提出時に、農業委員会として、当該申請地が「足立区特 定生産緑地指定等に関する要綱」第3条にて定義されている「農地」とし て問題ないと認めた旨を、都市計画課へ報告いたします。その後、当該申 請地の所有者に対して、農業委員会として「足立区特定生産緑地指定等に 関する要綱第3条に基づく、農地に該当する」と認めたことと、申請書類 を都市計画課に提出したことの2点を報告いたします。

都市計画課における手続きとしては、12月開催予定の都市計画審議会にて意見聴取し、特定生産緑地として指定及び告示を行い、また所有者を含む農地等利害関係人に対して通知することとなっています。

- 荒 堀 会 長 今回申請のあった圃場は、いずれも農業者による肥培管理が適切に行われていました。しかし、例年実施している農地利用状況調査において、毎年のように問題点を指摘されている生産緑地も存在します。そういった生産緑地に係る特定生産緑地の指定申請があった場合、どのように対応しますか。
- 事務主査 まず、事務局のほうで改めて現地確認を行い、問題があると認められる場合は、地区担当の農業委員に同行していただき、当該申請地の所有者に対し、現状では「足立区特定生産緑地指定等に関する要綱」第3条にて定義されている「農地」として判断できない旨を説明いたします。平成4年指定の生産緑地については、令和2年度の申請でも問題ないため、問題点が改善されたうえで改めて申請していただく、といった対応を考えています。

ただし、所有者が、これ以上の改善は困難であると判断した場合、問題がある箇所を分筆したうえで、問題のない部分のみを特定生産緑地として申請するといった対応をしていきたいと考えています。

- 荒 堀 会 長 問題があると認められる生産緑地について特定生産緑地の指定申請があった場合、農業委員会として改善を指導していくこととなりますが、問題点が解消されたのが申請の前後のみで、特定生産緑地として指定された後に肥培管理が不適切な状況に逆戻りしてしまうといった場合も考えられます。そのような事態を防ぐため、土地所有者に今後の営農について何かしらの形で担保させる、といった対応はとるのでしょうか。
- 事務主査 土地所有者に対して担保を求める、といった対応は考えていません。しかし、適正な肥培管理が要件である、という点ではこれまでの生産緑地制度と変わりありません。そのため、問題のある生産緑地については特定生産緑地の指定申請があった時点から改善を指導するとともに、問題点が解消されて特定生産緑地として指定された後も、農地利用状況調査等の機会を通じて継続的に適正な肥培管理を指導していく、といった対応が考えられます。また、事務局としては、昨今の生産緑地に係る法改正等も踏まえ、今後は貸借等を活用した生産緑地の維持も必要になってくると考えています。
- 荒 堀 会 長 相続税等について納税猶予特例の適用を受けている農地では、肥培管理 が適正でない場合、期限の確定となり、猶予されていた相続税と利子税を 支払わなければならなくなる可能性があります。そういった可能性がある ということも、農業者に対して周知しておく必要があると思います。
- 事 務 主 査 おっしゃるとおりです。農業委員会として把握している、問題のある特 例適用農地については、期限の確定となり、猶予されていた相続税と利子 税を支払わなければならなくなる可能性があるということも含め、農地所

有者に対して事前に説明していきたいと考えています。

吉 田 委 員 平成4年に指定された生産緑地の総数はいくつですか。

事 (現在の区内の生産緑地の地区数、平成4年に指定された生産緑地の地 区数及び特定生産緑地の申請状況(4月末時点の申請件数等)について回 答。)

荒 堀 会 長 他に質問はありますか。

一 同 (な し)

荒 堀 会 長 それでは、説明のとおり、「申請地は、足立区特定生産緑地指定等に関する要綱第3条に基づく、農地に該当する」と認め、その旨、当委員会の意見として、都市計画課に報告いたします。

一 同 (了 承)

荒 堀 会 長 次に、協議事項の2、『令和元年度「江戸東京野菜・千住ネギ」の栽培 事業について 』です。

本件について、事務局から説明願います。

事 (別紙2により「令和元年度「江戸東京野菜・千住ネギ」の栽培事業」 について説明。)

荒 堀 会 長 それでは、今年度の各委員の担当校について、この場で決定したいと思います。なお、栽培事業の実施校に保木間小学校が加わったため、今年度は各校につき委員2名ずつ担当することとなります。

この件について、事務局の案はどのようになっていますか。

事務主査 (令和元年度「江戸東京野菜・千住ネギ」の栽培事業における各委員の 担当校について、事務局の案について説明。)

馬 場 委 員 (保木間小学校の担当する委員について提案。)

事務主査 只今、馬場委員からのご提案ですが、委員の皆様で、ご異議はありませんか。

一 同 (なし)

荒 堀 会 長 それでは、只今の説明のとおり、決定することといたします。

一 同 (了 承)

荒 堀 会 長 次に、協議事項の3、『都市農業公園「秋の収穫祭」出展事業及び「光 の祭典」出展事業の実施について 』です。

本件について、事務局から説明願います。

事 (別紙3により「都市農業公園「秋の収穫祭」出展事業及び「光の祭典」 出展事業の実施」について説明。)

荒 堀 会 長 只今の説明について、ご質問はありますか。

一 同 (なし)

荒 堀 会 長 それでは、只今の説明のとおり、決定いたします。

一 同 (了 承)

荒 堀 会 長 他に、何かありますか。

事務主査 (①活動報告と今後の予定について②東京都に対する意見ならびに国に対する要望について③第59回企業的農業経営顕彰の候補者推薦について ④第39回農業後継者顕彰の候補者推薦について⑤平成31年度新規就業 者奨励に係る候補者推薦について⑥第53回農業功労者表彰の候補者推薦について⑦特定都市農地貸付け承認後の市民農園運営状況について⑧特定生産緑地指定に係る申請状況について、を説明。)

荒 堀 会 長 他に、何かありますか。

一 同 (なし)

荒 堀 会 長 以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。 これをもちまして、第22回足立区農業委員会会議を閉会いたします。 ありがとうございました。